

1 用語の定義

- (1) 神戸市内に存する都市ガス事業者は、大阪ガス㈱のみであり、その性状等は第13-1表のとおりである。

第13-1表 ガス事業者と都市ガスの性状

ガス事業者	ガスの区分	発熱量 (kcal/Nm ³)	比重	供給区域
大阪ガス㈱	13A (天然ガス)	11,000	0.66	神戸市内全域

- (2) 貫通部とは、政令第21条の2第1項に規定される防火対象物又はその部分に燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。
- (3) 燃焼器等とは、ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。
- (4) 検知区域とは、燃焼機器又は貫通部のある場所で1の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。
- (5) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。
- (6) 音声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作部、電源及び配線で構成されるものをいう。
- (7) ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。
- (8) 検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

自動火災報知設備 2. (1). アを準用すること。

イ 機器

イ 蓄電池設備

自動火災報知設備 2. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

自動火災報知設備 2. (2)を準用すること。

(3) 設置場所

自動火災報知設備 2. (3). アからオまで及びキを準用するほか、受信機は放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること。(音声警報装置を省略する場合に限る。)

(4) 機器

第11 自動火災報知設備 2. (4)を準用すること。

(5) 警戒区域

第11 自動火災報知設備 2. (5). ア及びイを準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域は、その面積を600m²以下で、かつ、1辺の長さを50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き、警戒区域の面積が600m²以下で、かつ、1辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に2以上の検知区域が分散してある場合には、一の警戒区域として設定することができる。

ウ 警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。

ただし、次による場合はこの限りでない。

(ア) 省令第23条第5項第3号に規定されるもの

(イ) 検知区域のある2の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が500m²以下となる場合にあっては、2の階にわたることができる。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



3 検知器

検知器（分離型検知器にあつては検知部という。）は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第11 自動火災報知設備 2. (1). ア ((*)を除く。) を準用すること。

(イ) 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第11 自動火災報知設備 2. (1). ア ((*)及び(イ)を除く。) を準用するほか、次によること。

a 定格電圧が150Vを超える検知器の金属製外箱は設置工事を施すこと。

b 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（3A未満の場合は3Aとする。）以上の電流で作動する過電流遮断機（定格遮断電流20A以下のものであること。）が設けてあること。

イ 蓄電池設備

第11 自動火災報知設備 2. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

第11 自動火災報知設備 2. (2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 共通事項

省令第24条の2の3第1項第1号イ(イ)に規定される水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離

(イ) ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

イ 軽ガスに対する設置方法

(ア) 検知器の設置場所

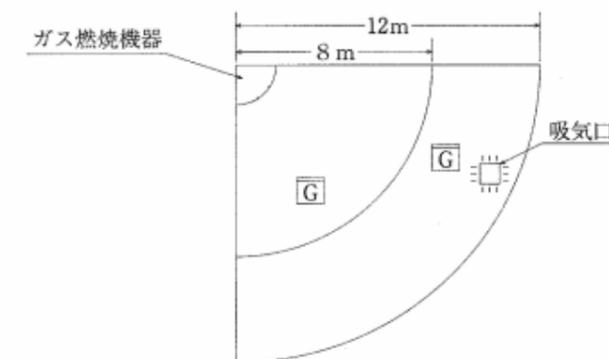
検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号イの規定による。

(イ) 燃焼器等に係る検知器の設置方法

a 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

b 燃焼器等から水平距離12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。）で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前aにより検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5m以内の場所）に検知器を設けること。

（第13-1図参照）◆



第13-1図



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



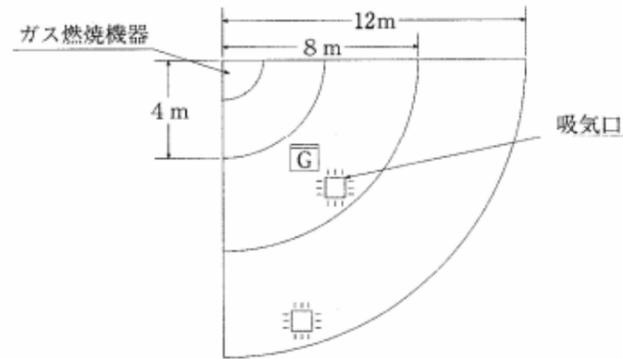
弊社top pageへ



ガス漏れ火災警報器 技術基準- 西日本防災システム

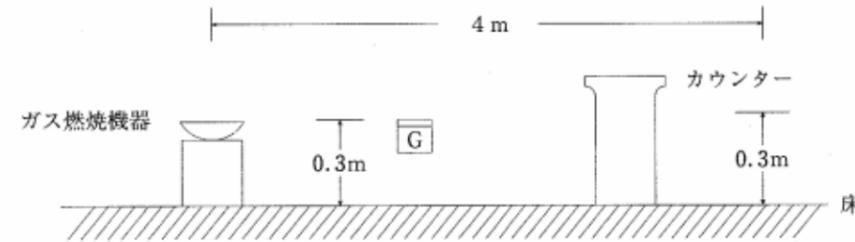
ガス漏れ火災警報器

ただし、最も近い吸気口が燃焼口等から水平距離4mを超え8m以内にあり、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前aに設ける検知器を省略することができる。(第13-2図参照)



第13-2図

(ウ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること。(第13-4図参照)



第13-4図

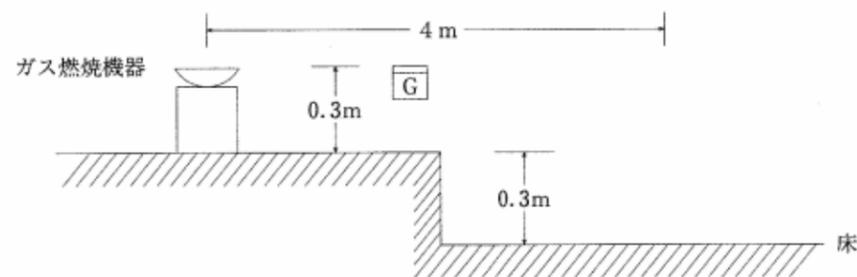
ウ 重ガスに対する設置方法 (参考)

(ア) 検知器の設置場所

検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号ロの規定による。

(イ) 検知器の設置方法

床面に段差がある場合、燃焼器又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。(第13-3図参照)



第13-3図

(4) 検知器の設置を要しない場所

省令第24条の2の3第1項第1号の規定によるほか、次によること。

- ア 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所
- イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式及びFF式）を有するガス燃焼機器（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所
 - ※ 「BF」とは、Balanced Flue（自然吸排気）、「FF」とは、Forced Draught Blanced Flue（強制吸排気）の略である。
- ウ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



(5) 機 器

液化石油ガスを対象とする検知器は、高圧ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は財団法人ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

4 中継器

中継器は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器
自動火災報知設備 2. (1). ア ((+)を除く。) を準用すること。

(イ) 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器
自動火災報知設備 2. (1). ア ((+)を除く。) を準用すること。

イ 蓄電池設備

自動火災報知設備 2. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

自動火災報知設備 2. (2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。
イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、自動火災報知設備 4. (3)を準用すること。

(4) 機 器

検定品であること。

5 警報装置

(1) 音声警報装置

非常警報設備 2を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。

ウ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

エ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器に警報機能を有する場合はこの限りでない。

エ 警報音は、自動火災報知設備 7. (3). ア及びイを準用すること。



6 配線及び工事方法

自動火災報知設備を準用するほか、検知器の電源の供給までは、次による場合を除きコンセントを使用しないものであること。

- (1) 検知器の電源は供給停止が受信機で確認できるものであること。
- (2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。
- (3) コンセントは、検知器専用のものであること。

